

中間とりまとめ(案)

「給付付き税額控除」については、受益と負担の全体像の分析等を踏まえて政策目的を明らかにした上で、制度設計等に係る論点を、専門的・技術的観点から有識者会議で整理された方向性を踏まえ、実務者会議において、議論を進めてきた。こうした議論を踏まえ、実務者会議において「中間とりまとめに向けた議論の整理」等を提示し、経過措置(つなぎ)を含め、更なる検討を重ねた結果を、以下のとおりとりまとめる。なお、検討過程は、第 11 回実務者会議において提示された「中間とりまとめに向けた議論の整理」や「これまでの有識者会議及び実務者会議における主な意見(給付付き税額控除)」等で整理されてきた。

基本的考え方

- 税制と社会保障制度を一体として捉え、税および社会保険料と給付を通じた国民一人ひとりの受益と負担の全体像を踏まえるとともに、所得や資産といった負担能力に応じて支え合い、必要な人に必要な支援が行き届く全世代対応型の仕組みを構築することが求められている。
デジタル技術を活用し、国民一人ひとりの状況に応じて適切に対応できる、簡素で分かりやすく、納得感の高い仕組みを構築していかねばならない。
また、受益と負担の均衡を確保しつつ、世代内および世代間にわたる適正な再分配と持続可能な制度運営を図るとともに、誰もが安心して働き、その意欲と能力を活かして働くことが報われる社会の実現を目指していく。
- こうした社会の実現に向けて必要となる「給付付き税額控除」の理想形・最終形については、給付と税額控除の組み合わせとすることが望ましいとの強い意見がある。他方で、制度の複雑化を避ける等の観点から、短期的には給付とすることが望ましいとの有識者会議における検討を踏まえる必要がある。また、社会保障制度や税制とどのように役割分担していくか等について、現段階で実務者会議の意見には相当に開きがあるため、制度の将来像については、後記の「将来的な方向性」を踏まえ、継続して検討を行う。
- 有識者会議や実務者会議で「給付付き税額控除」について議論を積み重ねてきた結果、諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目して、
 - ① その負担軽減を通じ、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、
 - ② いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図るという喫緊の課題に適切に対応する必要がある。これらを目的として、制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入することが望ましいとの結論を得た。制度の将来像を見据えつつ、既存の情報インフラで把握される情報を整理し、事務負担を十分考慮した制度設計とするなど、制度導入のための環境を整えた上で、令和 11 年度に導入することとし、そのために必要な法制上の措置を可及的速やかに講ずる。

制度の基本的設計

- 令和 11 年度に導入する制度について、
 - ・ 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減するものであること、

- ・ これまでの経済対策等における一律の金額での給付とは異なり、「所得に連動したきめ細かな給付」を毎年度継続的に行う新たな制度であることが国民に分かりやすく伝わるよう、その実態に即した制度の名称とすることを含め、必要な対応に努める。
 - 就労インセンティブの向上や、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応の観点等を踏まえ、「個人単位」とし、単身者も対象とする。
 - 一定の勤労性の所得^{※1}があり、一定の税・社会保険料負担がある者を対象とする^{※2}。勤労性の所得に係る具体的な基準は、被用者保険適用や課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案して設定する。その際、現行の税務行政で、給与や年金以外の所得について把握している情報は収入の金額ではなく所得の金額であることに留意する。
- (※1) 勤労性の所得には、事業所得及び給与所得に加え、近年の多様な働き方に鑑み、業務に係る雑所得も含めることとし、個人事業者、フリーランスも対象とする。その際、事業所得と業務に係る雑所得は、就労とみなせるような一定額以上の場合に含めることとする。なお、給与収入(所得)に関し、有識者会議においては、被用者保険の短時間労働者の適用ラインを超える所得約32万円超(給与収入約106万円超)とすることや、給与所得0円超(給与収入74万円超)とすること、との意見があった。
- (※2) 就労し、税・社会保険料負担から年金受取額を差し引いた純負担が現役並みである中低所得の高齢者も対象とする。
- 原則として、所得に応じた給付額とする。就労促進の観点から、勤労性の所得が一定の水準に達するまで給付額を逡増させ、その後は定額とする。総所得が一定額を超える場合、公平性の観点から、総所得に応じて逡減・消失させる。加えて、いわゆる年収の壁を超えた方向けに一定の給付額を上乗せする。なお、非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逡増させると誤支給につながる可能性があるため、定額とする。
 - こどもを扶養している者については、18歳以下のこどもの人数に応じた加算を行う。
 - 給付額を消失させる所得水準については、純負担率の国際比較や諸外国の類似制度の対象者の所得の範囲を参照しながら設定する。その際、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なること等に留意する。
 - 給付額についても、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なることを踏まえつつ、純負担率の国際比較などを参照しながら、恒久財源の確保とあわせて検討する。その際、年収の壁を越えた方向けに行う一定の給付額の上乗せについては、年収の壁によって生じる保険料負担の変化、後記の他の関連する就労に係る支援や制度の改革による対応との関係を整理しつつ検討する。
 - 公平性の観点にも配慮し、複雑な制度設計を避けながら、高所得の配偶者がいる場合の一定の例外を設ける。
 - 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、社会の状況変化に速やかに対応するため、税・社会保障等の関連制度の改正や国際比較の分析、制度導入後の効果検証等を通じて定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

制度の執行等

- 上記の「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。具体的には、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェースの部分は地方自治体を中心に対応する方向で検討を行う。その際、国地方全体で負荷が少なくスピード感を持って実現するため、既存の社会保障制度で法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、検討を進める。また、法令による明確な実施基準のもとで、毎年度見直しをもって実施することができる仕組みとする。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、国と地方の間の丁寧な協議を行う。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。
- 実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講じることとし、具体的には、過去の給付金事務において負担が大きかった対象者の受給意思や口座情報の確認、外部からの問い合わせ対応等への対応策を講じる。公金受取口座の一層の活用を図るとともに、国によるコールセンターの設置や受給意思の確認負担の軽減策についても検討する。
- 特に公金受取口座については、現状 5 割程度にとどまる登録率の向上を国として強力に推進し、本制度の受給に際してその利用を原則としていくとともに、口座情報の正確性の確保等の機能強化に継続的に取り組む。

制度の経過措置(つなぎ)

- 「所得に連動したきめ細かな給付」については、公平性などの観点から高所得の配偶者を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から16歳から18歳の被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となることから、必要な環境整備に取り組むことを前提として、その環境が整うことが見込まれる令和11年度に本格導入するものである。
- その「つなぎ」としての飲食料品に係る消費税率の引下げについては、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等や外食産業への影響、高所得者ほど恩恵が大きいこと、減税分ほど税込価格が下がらない可能性、2年後の税率引上げに係る懸念、関係する事業者の事務負担、地方を含めた財源の確保、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムにする必要性といった課題が指摘された。
- 実務者会議においては、上記の課題を踏まえ、消費税率の引下げではなく給付で対応すべきとの意見があった一方、財源を確保した上で飲食料品に係る消費税を恒久的に減税すべきとの意見や、上記の課題にも対応しつつ、本制度の本格導入までの間のつなぎとして、できるだけ早期に消費税率の引下げを行うべきとの意見があった。
- これらの意見を総合して、上記の課題に適切に対応しつつ、本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置(つなぎ)として、飲食料品に係る消費税率の引下げと、中低所得の現役勤労者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせることが適当とのとりまと

めに向けた意見があった。

- すなわち、「所得に連動したきめ細かな給付」の令和 11 年度の本格導入までの経過措置(つなぎ)として、
 - ① 足下の物価高に鑑み、出来る限り早期に対応を講じる観点から、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1%とする。
 - ② あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、上記の新たな制度の本格導入を先取りした取組みとして、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」*を令和9年度に導入する。(※) 本格導入時には行われる世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外措置を設けず、18歳以下のこどもの人数に応じた加算に代えて15歳以下のこどもの人数に応じた加算を行うなど経過的な措置を講じる。
 - ③ これらの取組みにより、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。
- その際、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等については、令和9年4月からの円滑な実施に支障が生じないように留意しつつ、現場の納得感のある対応を検討する。あわせて、外食産業を含めて、影響を見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り支援等のための予算措置を検討する。令和9年度からの実施に向けて、関係省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、支援内容を具体化していく。
- あわせて、消費税率の変更に対応できるシステムの普及促進を図る。

財源

P

将来的な方向性

- 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
 - ① 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行う。
 - ② 預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、「給付付き税額控除」の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していく。
 - ③ 資産保有による経済力の勘案については、金融所得の勘案に向けた取組を通じて対応するとともに、資産自体の保有状況を勘案した対応について、金融所得に関する取組の状況等を踏まえつつ、将来の課題として検討を行う。
- 税額控除と給付の組合せとすることについては、経済的な効果は変わらない中で、制度が複雑化することによる事務負担の増加や諸外国の例等を勘案すると、短期的には給付への一本化が

望ましいとの考え方が示された一方で、将来的には両者の組合せとすべきとの考え方も強く示された。こうした考え方を受け止め、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続する。

- 執行面でも、情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していく。コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、国が直接給付をする場合、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現に相当の期間を要する。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携や DX 化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラを整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。
- 社会保障国民会議については、国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」を含めた「社会保障と税の一体改革」について検討するため設置されたものであり、「給付付き税額控除」の議論を進める過程で明らかとなった、以下の社会保障制度や税制の課題について、財源の確保も含め、継続して検討する。

(社会保障制度の課題)

- ・ 「給付付き税額控除」が社会保障を取り巻く全ての政策課題を解決するものではないことを認識した上で、「給付付き税額控除」と既存の社会保障制度の双方から取り残される者が生じないように、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことが重要である。
このため、例えば、働いてはいるものの低収入の現役世代、病気や障害等で働けない方、就労していない高齢者など、給付の対象外で支援が必要な方を洗い出した上で、取り残される者が生じないように、年金制度や生活保護、生活困窮者自立支援制度、障害者福祉など既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応のあり方を継続検討する。
その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度など、所得に応じた負担軽減措置を必要に応じて拡充するなどの対応を含め、幅広く選択肢を検討する。
- ・ 就労の促進については、「給付付き税額控除」による対応のみで解決できる課題ではなく、他の関連する就労に係る支援や制度の改革を同時に進めていく必要がある。具体的には、第 3 号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速が重要であり、この機会に併せて検討を進める。
- ・ 「給付付き税額控除」の制度設計の中で、子育て世帯への配慮が求められている背景としては、諸外国と比べて中低所得の日本の子育て世帯の純負担率が高くなっていることが挙げられる。この点も認識しながら、引き続き、加速化プランを含むことも未来戦略を着実に推進する。
- ・ このほか、社会保険料負担を含む純負担率を構造的に引き下げていく観点や、応能負担の徹底や所得再分配機能の強化等の観点から、医療・介護制度改革をはじめとする社会保障・雇用の各制度の見直しについて、ロードマップを描きながら継続的に議論する。

(税制の課題)

- ・ 「給付付き税額控除」の実施も踏まえ、税制に関しては、令和 7 年度税制改正法の附則等に基づき、人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について、着実に検討を進める。

(以上)